

平成 27 年度事業報告

平成 27 年度 4 月から介護保険の大幅な改定があり、養護老人ホームでも介護保険の収入は改定の影響を受け減少しています。更に当荘では、思いもよらぬ方の入院、退所、死亡等が相次ぎました。これに対し入所待機者はなく、入所者が 57 人と大幅減となり定員割れになっています。各区のあんしんすこやかセンターに働きかけ等を行っていますが、なかなか入所には繋がっていません。

1 施設整備

平成 27 年度に行った耐震診断では、「コンクリートコア検査の結果が予想以上にしっかりしており、耐震補強工事は 1 箇所のみ壁面補強工事と小規模で済む」との結果でした。この結果を受け、平成 28 年度に施工を予定しています。

また、現行の基準では避難通路は準防火素材を使用する事となっていますが、現状では本館 2 階、3 階の廊下の壁は木造の為、取替えが望ましいとの指摘がありました。

さらに、車イス利用の方が増え、当荘のお風呂は広すぎて入浴が困難であるとの事。新たに車イスごと湯船につかれるお風呂を設置して、利用者の満足と職員の負担軽減を図る等、施設整備の必要があります。

2 人権尊重の義務と職員の生活支援のスキルアップ

- (1) 「一日を笑顔で過ごす。風通しの良い職場づくり。」を全職員の目標とし、日々努力しました。
- (2) 養護老人ホームは健常者と要介護者が混在して生活されている為、互いに不満感が募らぬように配慮しながら、介護のスキルアップを図り、ケアプランに基づいたきめ細かな個別サービスに努めました。過去の歴史は様々でも、ここに来て良かったと思っただけの様な生活支援を心がけています。
- (3) 平成 27 年度は、全国で地震・土砂崩れ・火山噴火・バス事故等、痛ましいニュースが多く発生しました。その度に今後備える為に、災害対策会議等を開催しました。全てに備える事は難しいですが、様々な事例を教訓に努力しています。
感染症についても細心の注意で予防に努め、平成 27 年度も水際作戦に成功しています。
- (4) クラブ活動や伝統行事を取り入れながら、毎日を心豊かに過ごせるよう生活支援の充実を図りました。
- (5) パワハラ・虐待は絶対にあってはならない事で、パート職員も含めた全職員への研修を実施する等、人権尊重を第一としています。
- (6) 個人情報保護、リスクマネジメントの為にヒヤリハット、報告義務、法令順守等を常に忘れず、利用者が安心して安全に過ごし、当荘に来て良かったと思っただけの様、サービス向上に努めました。

3 防災対策

利用者の安全第一を目標に、職員と利用者が協力して防災対策の充実に努めました。

- (1) 火災、地震、風水害等の災害を未然にあるいは最小限に防ぐ為、消防署や行政、老施連と連携を取り、防災管理業務を確実に行いました。
- (2) 火災予防
 - (ア) 多量の火気を使用する厨房では、ガス、電気等の使用中に職員はその場を離れず、換気にも注意し、業務終了後は各元栓を締め、確実に保守点検をして安全の徹底を図りました。
 - (イ) 喫煙は喫煙所のみとし、寝タバコや歩きタバコ、ポイ捨て等は固く禁じ、喫煙マナーを徹底しました。
- (3) 地震、風水害やその他非常時の対応

防災統一点検、チェックリスト、マニュアル作成、職員間の情報伝達網、利用者家族や地域との連絡網整備

 - (ア) 生命の安全確保を第一とする。
 - (イ) 避難誘導、安全確認等に関する準備、防災用品、備蓄食等のリスト作成。
 - (ウ) その後の生活に備え、防災用品の適切な場所への配置。
- (4) 教育訓練の実施
 - 防火訓練 毎月1回実施（夜間想定は年1回）
 - 防災訓練 年1～2回実施（老施連との連携）
 - 防災対策会議 老施連主催及び当荘主催
 - 自衛消防隊の一員としての自覚を促し、利用者は各室、各棟の責任者を定め、避難集合場所で点呼して互いの安全確認に協力し、職員は誘導體制の完璧を目指しました。

4 地域社会との連携及び交流

社会福祉法人の地域貢献

- (1) 北区ケアネットワークや北ブロック会の一員として、他施設、他機関と連携して施設機能を生かした活動を推進しています。
- (2) 地元の小・中・高校、看護大学の実習生との交流にも取り組みました。若い方々が養護老人ホームの現状や元気な高齢者の生活の場を体感され、その将来に生かされるよう協力し、利用者の有用感や生き甲斐対策に繋げています。
- (3) 北区の美化運動（クリーン作戦）に参加して、地元社会の一員としての自覚や有用感が持てる様に取り組んでいます。
- (4) 地域に根ざした養護老人ホームは、セーフティネットとして地域の援助サービス、地域貢献について何が出来るか考察しています。

特に鈴蘭台駅を中心にした社会福祉法人5施設と北区社協交流センターを含めた6施設で「すずらん会」を発足させ、地域の民生委員児童委員協議会の方々と交流しながら、地域の必要とされる場面でいかに協力できるか、模索を始めました。

5 職員の資質向上

養護老人ホームの職員として、介護保険サービスを実施する特定施設の職員としての役割を認識し、利用者の人権を第一に援助サービスの充実を図り、職員の知識・技術向上の為の研修を重ねました。

(1) 生活相談員（計画作成担当者）

- (ア) 貧困が拡大している現代社会の中で、養護老人ホームの培ってきた役割と機能を活かし、行き場をなくした高齢者が「安全・安心」に自立した生活を送れる最後のセーフティネットとして、福祉事務所と連携し相談業務に努めました。
- (イ) また、法令で定められている虐待防止研修については、荘内研修等で様々な角度から取り上げて開催し、入所者の尊厳の保持と自立支援によるQOL〔クオリティオブライフ（生活の質）〕の向上を目指す事を職員に周知徹底しました。
- (ウ) 最近では、家族からの虐待のケースも増えてきており、ソーシャルワーク機能の向上も今まで以上に求められています。施設外研修にも参加・聴講し、問題解決等のスキルアップを図りました。
- (エ) 養護老人ホームの社会的必要性を改めて諸分野に周知する為に、地域連携協議会に参加する等、地域包括ケアシステムへの参入にも努めました。
- (オ) 介護保険の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の区分支給限度額の見直しや、利用者の定員割れに伴い、今年度は減収となりましたが、当荘の介護福祉士の配置割合は75%を占めており、手厚い介護や利用者様が安心して生活できるよう支援を行いました。

(2) 介護職員（支援員、ヘルパー）

- (ア) “生活の場である”養護老人ホームとして、利用者が「安全・安心」に過ごせるよう生活支援し、利用者同士が良好な交流を持てる様にしました。
- (イ) 介護度の高い利用者も多く、加齢に伴う下肢筋力の低下により車椅子の対応や入浴・トイレに介助等の必要な方が増加しています。身体の残存機能を活かして日常生活が安全に送れるよう、見守り支援を厚くしています。
- (ウ) また、介護度が低くとも認知症や精神疾患等で見守りの必要な利用者も多く、個々の相談に乗りアドバイス等にも時間をかけました。
- (エ) 支援員として、ヘルパーとして、福祉の専門職であるという自覚を持ち、不適切ケアにならない様に細心の注意を払いながら、利用者が心豊かに楽しく日々を過ごせるよう、支援・介護に励みました。

(3) 医療係

- (ア) 利用者の高齢化が進み、加齢による突発的な体調の変化、疾病への対応は困難ですが、健康診断の結果や日々の観察から疾病の早期発見に努め、早期に治療へと結び付けられるよう取り組みました。
- (イ) 感染症対策は、疑いのある時点から迅速に対応し、その対策には職員も習熟してきています。

(ウ) ターミナルケア（終末期医療・看護）にも取り組み、利用者及び家族の心に寄り添うよう努めました。

(4) 栄養士・調理係

(ア) 新鮮な旬の食材を用いる様に努め、嗜好調査を実施し、利用者とのコミュニケーションにより利用者の嗜好を把握し、反映させながらバランスよく献立を作成しました。

(イ) また、手作りのおやつにも取り組み、より楽しい食事空間を提供しました。

(ウ) 看護師との協力により感染症予防対策の実施や、利用者個々への栄養指導を行い、利用者の健康増進に努めました。